令和2年度

零 石 町 予 算 書 (企 業 会 計 を 除 く)

岩 手 県 雫 石 町

目 次

議案第 24	号 令和 2 年度雫石町一般会計予算	1
第1表	歳入歳出予算	2
第2表	债務負担行為 ······	9
第3表	地 方 債	1 (
議案第 25	号 令和2年度雫石町国民健康保険特別会計予算	1 :
第1表	歳入歳出予算	12
議案第 26	号 令和 2 年度雫石町御明神財産区特別会計予算	1 !
第1表	歳入歳出予算	1(
	号 令和2年度雫石町簡易水道事業特別会計予算	
第1表	歳入歳出予算	2(
	号 令和2年度雫石町介護保険事業勘定特別会計予算	
第1表	歳入歳出予算	24
議案第 29	号 令和2年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算	29
第1表	歳入歳出予算	3(
議案第 30	号 令和2年度雫石町立雫石診療所特別会計予算	3:
第1表	歳入歳出予算	
第2表	地 方 債	3(
		3′
第1表	歳入歳出予算	38

雫 石 町 一 般 会 計 予 算

議案第24号

令和2年度雫石町一般会計予算

令和2年度雫石町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,165,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の 方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,00千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり 定める。
- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月27日提出

雫石町長 猿 子 恵 久

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

成 /	Λ																		<u> </u>		
			款	T									項							金額	
1 町									税											2,137,188 千円	3
										1 町				民					税	649,007	
										2 固		定		資		産	Ē		税	1,258,614	
										3 軽		自		動		車	Ī		税	68,565	
										4 た		la	ť		5	-			税	93,414	
										5 入				湯					税	67,588	
2 地	7	方		譲		<u> </u>	<u>=</u>		税											230,400	
										1 地	方	揮	発	泊	Ħ	譲	Ę	ī	税	59,000	
										2 自	動	車	重	量	1	譲	Ę	ī	税	149,000	
										3 森	林	琝	₹ :	境	Ē	穣	与		税	22,400	
3 利	子		割		交		付		金											1,000	
										1 利	子	<u>-</u>	割		交		付		金	1,000	
4 配	当		割		交		付		金											2,600	
										1 配	<u> </u>	i	割		交		付		金	2,600	
5 株	式 等	譲	渡	所	得	割	交	付	金											2,000	
										1 株	式等	譲	渡	所	得	割	交	付	金	2,000	
6 法	人	事	業		税	交		付	金											7,300	
										1 法	人	事	業	移	Ä	交	仢	t	金	7,300	
7 地	方	消	費		税	交		付	金											370,000	

	1地 方 消 費 税 交 付 金	370,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		17,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	17,000
9環境性能割交付金		26,100
	1環境性能割交付金	26,100
10 地 方 特 例 交 付 金		9,200
	1 地 方 特 例 交 付 金	9,200
11 地 方 交 付 税		3,399,400
	1 地 方 交 付 税	3,399,400
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,400
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,400
13 分 担 金 及 び 負 担 金		84,078
	1 負 担 金	84,077
	2 分 担 金	1
14 使 用 料 及 び 手 数 料		91,995
	1 使 用 料	82,828
	2 手 数 料	9,167
15 国 庫 支 出 金		692,293
	1 国 庫 負 担 金	540,581
	2 国 庫 補 助 金	146,922

	款					項				金額	
				3 委		託			金	4,790	千円
16 県	支	出	金							827,859	
				1 県	負		担		金	295,949	
				2 県	補		助		金	453,366	
				3 委		託			金	78,544	
17 財	産	ЧХ	λ							26,632	
				1 財	産	運	用	ЦΣ	λ	23,141	
				2 財	産	売 技	7	ЦΣ	λ	3,491	
18 寄	ß	া	金							100,001	
				1 寄		附寸			金	100,001	
19 繰)	\	金							275,720	
				1 基	金	繰	Þ	(金	275,715	
				2 特	別 会	計	繰	入	金	5	
20 繰	走	<u>垅</u>	金							1	
				1 繰		越			金	1	
21 諸	Ц	X	入							72,633	
				1 延	滞 金 加	算 金	及	び過	料	3,003	
				2 町	預	金	禾	IJ	子	30	
				3 貸	付 金	元	利	収	λ	20,865	

	4 雑 入	48,735
22 町 債		789,200
	1 町 債	789,200
(自動車取得税交付金)		0
	(自動車取得税交付金)	0
歳	合 計	9,165,000

歳 出

7规 山	款				項				金額	
1 議	会	費							110,747	千円
			1 議		会			費	110,747	
2 総	務	費							1,256,154	
			1 総	務	管	珥	E	費	1,033,171	
			2 徴		税			費	111,551	
		-	3 戸	籍 住 臣	基	本 台	à þ	帳 費	74,982	
			4 選		挙			費	9,729	
		-	5 統	計	調	垄	ì	費	15,156	
			6 監	查	委	Ę	1	費	11,565	
3 民	生	費							2,475,352	
			1 社	会	福	袓	Ł	費	1,473,123	
			2 児	童	福	袓	Ł	費	1,002,229	
4 衛	生	費							967,275	
		-	1 保	健	衛	生	Ξ	費	461,728	
			2 清		掃			費	466,448	
			3 上	水		道		費	39,099	
5 労	働	費							15,539	
			1 労	働		諸		費	15,539	
6 農	林 水 産	業費							773,940	

			1 農		業		費	701,107
			2 林		業		費	72,833
7 商	I	費						225,720
			1 商		エ		費	225,720
8 ±	木	費						801,308
			1 土	木	管	理	費	14,962
			2 道	路	橋	梁	費	350,387
			3 河		Ш		費	59,219
			4 都	市	計	画	費	49,305
			5 下	水		道	費	263,233
			6 住		宅		費	64,202
9 消	防	費						695,187
			1 消		防		費	695,187
10 教	育	費						968,576
			1 教	育	総	務	費	240,148
			2 小	学		校	費	238,693
			3 中	学		校	費	111,618
			4 社	会	教	育	費	222,089
			5 保	健	体	育	費	156,028
11 災	害 復	旧費						10

	款			項			金額		
			1 農 林	水産業施	設 災 害	復 旧	費	4 千円	
			2 公 共	土木施	设 災 害	復 旧	費	6	
12 公	債	建						870,191	
			1 公	ſ	責		費	870,191	
13 諸	支	出 氢	ž					1	
			1 普	通 財 点	童 取	得	費	1	
14 予	備	建						5,000	
			1 予	1	着		費	5,000	
	歳	出	合	計				9,165,000	

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事項	期間	限 度 額						
農業近代化資金借入に対する利子補給	令和2年度より 令和18年度までの 17年以内	農業近代化資金額に対する年利1.0%以内の利子補給額						
設備改善資金借入に対する利子補給	令和2年度より 令和17年度までの 16年以内	設備改善資金額に対する年利2.0%以内の利子補給額						
小規模小口資金借入に対する保証料補給	令和2年度より 令和9年度までの 8年以内	小規模小口資金額に対する保証料率0.7%以内の保証料補給額						
いわて起業家育成資金借入に対する保証料補給	令和2年度より 令和17年度までの 16年以内	いわて起業家育成資金額に対する保証料率1.5%以内の保証料補給額						

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨 時 財 政 対 策 債	千円 250,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行そ他の場合にはその債権者と協定するところによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限 短縮し、若しくは繰上償還または低利に借換えるこ ができる。
公 共 事 業 等	48, 600	同上	同上	同 上
緊急浚渫推進事業	4, 400	同上	同 上	同 上
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	384, 400	同上	同上	同 上
公共施設等適正管理推進事業	1,800	同上	同 上	同 上
辺 地 対 策 事 業	100, 000	同上	同 上	同 上
計	789, 200			

雫石町国民健康保険特別会計予算

議案第25号

令和2年度雫石町国民健康保険特別会計予算

令和2年度雫石町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,700,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,00千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。
- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月27日提出

雫石町長 猿子恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

	Λ														
			款						IÌ	Ę					金額
1 国	民	健	康	保	険	税									326,909 千円
							1 — f	般 被 保	険 者	国	民俊	建 康	保険	税	326,760
							2 退 耳	哉 被 保	険 者 等	等 国	民	健康	保険	說	149
2 使	用	料	及 7	び 手	数	料									300
							1 手			数				料	300
3 県		支		出		金									1,206,181
							1 県		補		刞	ל ל		金	1,206,181
4 財		産		収		入									2
							1 財	産	運		用	4)	ξ	入	2
5 繰			入			金									163,790
							1 他	会	計		繰)		金	163,789
							2 基	金		繰		λ		金	1
6 繰			越			金									1
							1 繰			越				金	1
7 諸			収			入									2,817
							1 延	滞金	、加	算	金	及て	過	料	2,812
							2 雑							λ	5
			歳		λ		合		計						1,700,000

歳 出

灰 山	款				項				金額	
1 総	務	費							18,083	千円
			1 総	務	읱	Î	理	費	14,744	
			2 徴		Ц	Z		費	2,929	
			3 運	営	協	議	会	費	410	
2 保	険 給	付 費							1,179,333	
			1 療	:	養	請	者	費	1,025,813	
			2 高	額	痑	\bar{\}	養	費	148,415	
			3 移		这	<u></u>		費	2	
			4 出	産	育	児	諸	費	4,203	
			5 葬	:	祭	請	首	費	900	
3 国 民 6	東 保 険 事	業 費 納 付 金							483,115	
			1 医	療	給	付	費	分	336,965	
			2 後	期高	齢 者	支 摄	金 金	等分	107,736	
			3 介	護	納	付	金	分	38,414	
4 共 同	事業	拠 出 金							1	
			1 共	同	事業	€ 按	业 出	金	1	
5 保	健事	業 費							17,885	
			1 保	健	事		業	費	1,491	
			2 特	定健	康診	查等	事	業費	16,394	

		款					金額				
6 基	金	積	立	金							1 千円
					1 基	金	積	<u> 1</u>	Z	金	1
7 諸	支		出	金							1,582
					1 償	還 金	及び還	付	加算	金	1,581
					2 繰		出			金	1
		歳	出		合		計				1,700,000

雫石町御明神財産区特別会計予算

議案第26号

令和2年度雫石町御明神財産区特別会計予算

令和2年度雫石町御明神財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13, 266千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月27日提出

雫石町長 猿子恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款項										金額
1 県	支	出	金							6,931 千円
				1 県	¥	甫	助]	金	6,931
2 財	産	収	入							6,332
				1 財	産	運	用	ЧΣ	入	13
				2 財	産	売	払	収	入	6,319
3 繰	λ		金							1
				1 基	金	*	朵	λ	金	1
4 繰	越	<u>l</u>	金							1
				1 繰		走	<u>成</u>		金	1
5 諸	収	Į.	入							1
				1 雑					入	1
	歳		λ	合		計				13,266

歳出

	款 項								金額		
1 総	1 総 務 費										1,745 千円
						1 総	務	管	理	費	1,745
2 農	林	水	産	業	費						11,521
						1 林		業		費	11,521
		歳	<u>,</u>	出		合		計			13,266

雫石町簡易水道事業特別会計予算

議案第27号

令和2年度雫石町簡易水道事業特別会計予算

令和2年度雫石町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,349千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

令和2年2月27日提出

雫石町長 猿子恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

			款								項				金額
1分	担	金	及	び	負	担	金								770 千円
								1 負			担			金	770
2 使	用	料	及	び	手	数	料								1,296
								1 使			用			料	1,213
								2 手			数			料	83
3 繰			j	λ			金								14,283
								1 —	般	会	計	繰	入	金	14,283
			蒝	₹		λ		合		言	<u> </u>				16,349

歳 出

	款 項									金額				
1 簡	易	水	道	管	理	費								16,349 千円
							1 簡	易	水	道	管	理	費	16,349
			歳		出	·	合	·	言	†				16,349

雫石町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第28号

令和2年度雫石町介護保険事業勘定特別会計予算

令和2年度雫石町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,962,719千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,00千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。
- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月27日提出

雫石町長 猿子恵久

歳 入

成 /	<u></u> 款				項			金額
1 保	険	料						409,058 千円
			1 介	護	保	険	料	409,058
2 使	用 料 及 び 手 数	料						53
			1 手		数		料	53
3 国	庫 支 出	金						456,591
			1 国	庫	負	担	金	320,421
			2 国	庫	補	助	金	136,170
4 支	払 基 金 交 付	金						513,087
			1 支	払 基	金	交 付	金	513,087
5 県	支 出	金						292,335
			1 県	負		担	金	280,799
			2 県	補		助	金	11,514
			3 委		託		金	22
6 財	産 収	λ						6
			1 財	産運		用 収	入	6
7 繰	λ	金						291,315
			1 —	般 会	計	繰 入	金	291,314
			2 基	金	繰	λ	金	1
8 繰	越	金						1

			1 繰			越				金	1
9 諸	ЧХ	λ									273
			1 延 滞	金	加算	金	及	び	過	料	1
			2 雑							入	272
	歳	入	合		計						1,962,719

77.		款					項					金額	
1 総		務		費								33,523	千円
					1 総	務	Í		理		費	16,192	
					2 徴		L	収			費	1,071	
					3 介	護 認	定	審	查	会	費	16,260	
2 保	険	給	付	費								1,849,904	
					1 介	護 サ	- 1	ビス	等	諸	費	1,644,512	
					2 介	護予防	i サ ·	- Ľ	ス等	諸	費	55,793	
					3 高	額介	護 サ	_	ビス	等	費	50,891	
					4 特	定入所	者介言	護サ	- ビ	ス等	費	97,059	
					5 そ	の	1	也	諸		費	1,649	
3 地	域 支	援	事業	費								79,252	
					1 介言	養予防・:	生活支	援サ	ービス	事業	費	47,514	
					2 —	般 介	護	予防	事	業	費	2,754	
					3 包	括 的 支	援及	び任	意	事業	費	28,838	
					4 そ	の	1	也	諸		費	146	
4 基	金	積	立	金								37	
					1 基	金	1	債	立		金	37	
5 公		債		費								1	
					1 公		ſ	責			費	1	

6 諸	支	出	金											2
				1 償	還	金	及	び	還	付	加	算	金	1
				2 繰				出	1				金	1
	歳		出	É	ì		Ī	計						1,962,719

雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算

議案第29号

令和2年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算

令和2年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,398千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月27日提出

季石町長 猿子恵久

歳入

		款							項				金額		
1 サ	_	Ľ	ス	ЧΣ	λ								8,683 千円		
						1 予	防	給	付	費	収	入	8,683		
2 繰)	٨		金								714		
						1 —	般	会	計	繰	入	金	714		
3 繰		走	:戊		金								1		
						1 繰			越			金	1		
		葴	₹	入		合		言	†				9,398		

	款項									金額						
1 サ	_	ビ	ス	事	業	費										9,397 千円
							1 介	護	予	防	支	援	事	業	費	9,397
2 諸		支		出		金										1
							1 繰				出				金	1
			歳		出			ì		計						9,398

雫石町立雫石診療所特別会計予算

議案第30号

令和2年度雫石町立雫石診療所特別会計予算

令和2年度雫石町立雫石診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 408,563千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、 起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

令和2年2月27日提出

_{雫石町長} 猿子恵久

歳入

/JX /	· ·	款						項				金額
1 診	療	収		λ								268,458 千円
					1 入		院		収		λ	101,530
					2 外		来		収		λ	145,193
					3 そ	の	他	診	療	収	λ	21,735
2 使	用 料 及	マ び 手	数	料								1,997
					1 手			数			料	1,997
3 繰		λ		金								100,583
					1 —	般	会	計	繰	λ	金	100,583
4 繰		越		金								1
					1 繰			越			金	1
5 諸		収		λ								24
					1 雑						λ	24
6 町				債								37,500
					1 町						債	37,500
		歳	λ		合		言	†				408,563

	款					項			金額		
1 総	務	Į į	費						272,791 千円		
				1 施	設	管	理	費	272,791		
2 医	業		費						97,117		
				1 医		業		費	97,117		
3 公	債	Į	費						38,654		
				1 公		債		費	38,654		
4 諸	支	出	金						1		
				1 繰		出		金	1		
	歳		出	合		計			408,563		

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療等施設整備事業	千円 37,500	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰上償還または低利に借換えること ができる。
m 1	37, 500			

雫石町後期高齢者医療特別会計予算

議案第31号

令和2年度雫石町後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度雫石町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 175,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月27日提出

雫石町長 猿子恵久

歳入

款								項								金額			
1 保	1 保 険						料											124,543 千月	円
								1後	期	高 i	龄	者	医	療	保	険	料	124,543	
2 使	用	料	及	び	手	数	料											34	
								1 手				数					料	34	
3 繰	3 繰 入						金											50,216	
								1 —	般	:	会	計		繰	λ		金	50,216	
4 繰 越						金											1		
								1 繰				越					金	1	
5 諸			Ц)	X			λ											206	
								1 延	滞	:	金	及		び	逅	<u> </u>	料	6	
								2 償	還	金 .	及	び	還	付	加	算	金	200	
			歳	ŧ		λ		É	ì		i	it						175,000	

	款				項		金額	
1 総	務	費						2,463 千円
			1 総	務	管	理	費	847
			2 徴		ЧΣ		費	1,616
2後期高	高齢 者 医 療 広 域	連合納付費						172,536
			1後期高	高齢 者 🛭	医療広域	連合納	付 費	172,536
3 諸	支	出金						1
			1 繰		出		金	1
	歳	出	合		計			175,000